



労働行政のあり方に関する研究会編

『「規制緩和」「地方分権」と労働行政のあるべき方向』

日頃、雇用保障や労働者保護の労働行政にたずさわる第一線の職員と、その労働組合（全労働省労働組合）から、いま財界と政府が推進している「規制緩和」路線にたいして、労働行政の本来の役割をはたすために、国家の責任はいかにあるべきか、という視座に立った現状分析と問題提起がなされた。この提起を基軸に据えて、研究者と実務家をふくむ共同の研究が深められ、このたび、「労働行政のあり方に関する研究会報告」にまとめられ、全労働省労働組合を通じて公刊された。

これまで、「規制緩和」にたいする分析研究は、様々ななされているけれども、本報告書は何よりも、労働行政の第一線で、憲法原理にもとづく雇用保障法や労働者保護法の、本来の理念を守る立場で奮闘された生身の体験を土台に、そこから、すべての労働者・国民の未来を、真にゆたかなものにするには、どこが闘いの焦点になるのか、そのポイントを、鮮明に提起したところに特色がある。

I「労働行政のあり方と国の責任」。II「労働行政における規制緩和」。III「労働行政と地方分権」。IV「労働法制のあるべき方向と今後の課題」。これに、補論I「労働行政の実態―職場からの問題提起」。補論II「規制緩和論の背景」。このような構成になっているが、どの章も、歴史的に、綿密な検証が加えられ、国際的な動向と対比した分析と重なり合って、「規制緩和」の全体像を、まざまざと読者の眼の前に呈示する。それぞれについて、データと出典を克明に掲記してあることも、分析の客観性をしっかりと裏づけている。

本書は、臨調行革路線を支えている「ネオ・リベラリズム」（福祉に関する国家の責任の解放）に、正面から対決するイデオロギー闘争が、全篇の基調をなしていて、この角度から問題をとらえなおすことについて学ぶところが大きかった。しかも、「補論」というのが、単なる補論ではない。むしろ本文全体をリードする、真に国民の立場に立った、活きたドキュメントの分析が、豊富に込められている。また、そこから、「地方事務官」問題を中心に「労働行政と地方分権」を論じた本文も、私自身はじめて接した論点で、労働権保障にかかわる国の責任を総合的にとらえる大切な勉強になった。くりかえし読み、討議を深め、運動の前進に役立てる、貴重な理論書である。

（全労働省労働組合・1996年10月刊）

（上条貞夫・理事・弁護士）

全労連女性部編

『仕事・職場と家庭に関する調査』報告書

全労連女性部は、96年8月、『仕事・職場と家庭に関する調査』をまとめ報告書を出版した。92年の『女性労働者の健康・労働・生活実態調査、妊娠・出産とそれにかかわる労働実態調査』報告に続く2回目の調査報告である。回答数は2,224人、内男性は46.9%、女性は53.1%で、男女ほぼ半数ずつとなっている。この調査では、①仕事と職場の環境、②仕事と家庭の両立について、③夫婦間の家庭内役割などについて質問し、回答を男女別、単産男女別、単産年齢別に集計し分析した。

①「仕事と職場の環境」の中では、「職場における女性への差別」について、「差別的扱いがある」との回答は、「昇進・昇任・昇格」52.2%、「人事異動や仕事の内容・分担」49.9%などとなっている。この他、仕事の満足度、セクハラ、お茶くみなどの質問があるが、女性に対する差別は大きく、調査結果からも均等法の実効性が問われる。②「仕事と家庭の両立について」の意識調査では、仕事と家庭・個人生活の関係について、「どちらも同じ比重」が53.4%で最も多く半数を超えている。ついで「家庭・個人生活を重視、優先する」11.8%である。「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識では、「同感でき

ない」が61.8%と過半数をしめているものの、「何ともいえない」も33.2%、「同感する」は4.7%となっている(以上数字は男女計)。性別役割分担意識は、男女別の比率をみると、男性の保守的な意識が明確に表されている。③「夫婦間の家庭内役割について」では、「家事を主に妻がしている」は半数を超え最も多い。約20%の家庭では男女各々が家事を分担している。その他、「子どものしつけや教育を主に行う人」、「介護を主に行う人」、「夫婦の別姓について」などの質問がある。

均等法の見直し、労働基準法的女子保護規定撤廃反対の組織をあげての闘いの年に、この調査報告はだされた。職場のあらゆる女性差別が大きいこと、男女役割分担意識はまだ根強く残っており、家事・教育の負担が女性に重くかけられていること、仕事と家庭の両立を可能にする施策としては、保育、学童保育の充実とともに、労働時間短縮、時間外労働の制限が切実な要求であるなど、当面する運動の課題が明らかにされている。

男女平等を実現する課題は、男性労働者ぬきには実現しない。調査の過程で男性の協力を得るための働きかけがなされ、男性の回答が約半数と協力をえられた。それは、今回の調査の特徴のひとつでもある。職場の実態と意識について、それぞれの項目は男女別に集計されて、男女の相違点は興味深い。ジェンダー(社会的・歴史的に形成された女性に対する差別)視点で調査分析をおこなっているが、課題はいっそう明確にされている。当面の闘いにむけて、調査結果は貴重な武器となっている。

(全労連女性部・1996年8月刊)

(桜井 絹江・労働総研常任理事)

日本科学者会議公害環境問題研究委員会編

『21世紀型企業の環境保全戦略』

国民生活蹂躪の政治が続くなかで珍しく政府がアセスメント制度の法制化にむけて動いている。財界などはこの法制化に反対しているのでこれを見る限り企業の環境問題にたいする姿勢が大きく変化しているとは思えない。アセス法制化は経済協力開発機構(OECD)加盟国で環境アセス法がないのは日本だ

けという国際社会からの孤立化をおそれる政府の姿勢であり、この一事をもってしてもわが国の環境問題の取り組みは遅れているし、環境問題が叫ばれるわりには国民要求になり難い状況もある。

しかし、国内の公害闘争は水俣病問題にしる大気汚染問題にしる企業責任が明確化され訴訟は相次いで勝利和解となったし、地球環境問題が21世紀にむけての重要テーマとなるなかで企業活動が環境問題の側面から問われるという時代となったことは確かである。

社会の中心的な生産力を担う企業こそ変わらなければ地球環境は持続できないわけである。

対立から、地球環境の持続のための企業とのパートナーシップへ、本書はこのテーマの可能性にたいして大胆にも挑戦したといえる。13名のさまざまな分野の専門家・活動家の分業のためそれぞれ濃淡はあるものの、いわゆる大企業の民主的規制の地球環境版としては大筋で目的を達した内容となっているといえるのではないだろうか。

しかし、サブタイトルにもある行政の意義と役割について従来の企業よりの政策批判は当然としても、NGO運動が発展して政府の政策転換をはかり文字通りの大企業の民主的規制を実現させる展望についてもふれて欲しかったと思うのは私ばかりではないと思う。

しかし肝心の企業・行政・消費者のパートナーシップのイメージが全体のなかから浮かびあがってこないのはどうしたことだろう。こうした運動論はNGO活動の前進のなかで築かれるものかもしれない。

最近の企業活動と環境問題をめぐる国際的規範などの到達状況や環境保全型企業へのさまざまな試行とその問題点などを総括的に紹介しているのは大いに参考になる。

(水曜社・1996年6月刊)

(館浩道・公害地球環境問題懇談会)